

大切な顧客を守るために欠かせない 民事信託契約書の基礎知識

日時 2019年8月9日(金) 受講料 25,000円※各種会員割引あり(資料代・税込)
14:00～17:00(受付開始は30分前です) 会場 TAP高田馬場 定員 60名

ごあんない

新聞やテレビにも紹介される機会が増えてきた信託、とくに民事信託や家族信託と呼ばれる信託ですが、それに伴い、民事信託契約書案の作成に携わるプレイヤーも増えてきました。従来の法制度では満たせないニーズに応えるために注目される民事信託ですが、残念なことにメリットや機能に目を奪われて、肝心の契約条項がそのニーズに応え切れていない、信託目的を達成できないリスクがあると思われるものが散見されます。このセミナーは、民事信託契約の必要な条項について、例示を挙げつつ、最低限気をつけるべき点についてご紹介するものです。

次の方に
特にお勧め
いたします。

- ・民事信託契約条項の起案を直接担当させる方(まだ日が浅い方)
- ・ご自身の顧問先や顧客に民事信託を提案し、他の士業につなぐ方
(税理士、金融機関、不動産業者、保険コンサルタント等、法律以外の分野で民事信託に注目されている方)
- ・民事信託契約書だけでなく、そもそも「契約」「契約書」についても知りたい方

講師紹介



かなもり けんいち

金森 健一 氏

ほがらか信託株式会社 常務執行役員
弁護士法人中村総合法律事務所 弁護士

管理型信託会社「ほがらか信託株式会社」の設立・登録申請業務に従事した後、2013年8月より同社法務コンプライアンス部長、2015年9月より常務執行役員、2018年4月より一般社団法人ファミリービジネス支援機構共同代表。民事・商事の各家族信託の設計・コンサルティング業務、信託業法等のコンプライアンス業務に従事する傍ら、一般向け及び団体・士業向けの信託セミナーで多数講演し信託及び士業による信託業務の普及にも努めている。信託法学会会員。著書として『信託法実務判例研究』(有斐閣。「詐欺信託」「受託者の公平義務」を担当)や、幸村俊哉他編『一問一答事業承継の実務』(共同執筆)、高井章光他編『ケーススタディ事業承継の法務と税務』(共同執筆)などがある。

講座内容

1 民事信託と契約書

- (1) 民事信託における信託契約書作成の位置づけ
- (2) 契約と契約書
- (3) 信託契約と信託契約書

2 民事信託の基本条項-考え方

- (1) 何をもって「基本条項」とするか
- (2) 信託契約書の機能
- (3) 基本条項として定めるべき事項

※一部変更される可能性もあります。

3 民事信託の基本条項-例文について検討する

- (1) 事例
- (2) 民事信託契約の基本条項と記載上の留意点
 - ① 信託の目的
 - ② 信託の設定
 - ③ 信託財産
 - ④ 信託期間
 - ⑤ 信託の変更
 - ⑥ 受託者の任務終了事由
 - ⑦ 後継受託者の指定
 - ⑧ 善管注意義務
 - ⑨ 第三者への委託
 - ⑩ 分別管理の方法
 - ⑪ 信託財産の管理方法
 - ⑫ 金銭の借入れと担保権の設定
 - ⑬ 受益権と受益者
 - ⑭ 委託者の権利
 - ⑮ 計算規定
 - ⑯ 受託者の報酬
 - ⑰ 信託の終了事由
 - ⑱ 清算手続

会員割引

- ※1 無料: 東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
- ※2 20%off: TAP実務家クラブ会員

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP 実務セミナー 🔍

